

近世、奈古高田銅山始末抄記

吉 積 久 年

筆者に、奈古（現阿武郡阿武町）の高田銅山を知る切掛

を作ってくれたのは、ここしばらく読み続けている徳山毛利家文庫「御藏本日記」（山口県文書館蔵）である。

同日記における当銅山の初見は、享保八年（一七二三）五月十五日の次の記事である。

「一、奈古ち人夫差越……銅山段々吹試候、只今迄吹立之銅八拾八貫目出来之由相聞候、谷三郎兵衛萩御領藏目木（喜）へ罷越柳井七左エ門致對談、銅山藏目木之仕法覚書差出、三郎左エ門殿入御披見候事」（※句点及び括弧書きは筆者、以下同じ）

奈古は徳山藩の飛地。蔵目喜（現阿武郡阿東町）は、長登（現美祢郡美東町）銅山とともに長州における古い代表的銅山。

この高田銅山、『生産遺跡分布調査報告書—採鉱・冶金』（一九八二年山口県教育委員会発行）には紹介されていない

い。

当銅山開業の契機については、同文庫「江府書簡録」が

よき案内役となる。享保八年五月五日付けの書簡。

「去月十日比、奈古村之内高田と申所百姓仁左エ門と申者之家續之畠、同所畔頭宇右エ門畠、兩人之畠縁りニろくしやう（緑青）色成土石有之、右仁左エ門見當り候ニ付、近所之者共江物語仕付、何も一同ニ右之所江參見合之内少々掘出し、何も無心元存、金山共ニテハ有之間敷哉と庄屋谷三郎兵衛方へ密ニ物語仕候處ニ、三郎兵衛申方も無案内故何共不被申候、先年もケ様成義ニテ造作を入候へとも物成不申候、然も不被捨置候、幸近村萩領之内造藏目喜と申所ニテ先年以來少宛之金山有之候、彼地之功者成者呼寄見せ可然と申談、早速心遣仕、藏目木ち老人雇ひ見せ候得共先キヽ＼之程共難計候へ共兎角宜方ニ相見由ニ付、百姓共競段々心遣仕、右藏目木ニ而諸道具等借り此間極吹仕見候處

二銅山ニ紛無之、右之くさり少宛四夜吹見申候、銅廿五六貫め程有之候、銅有之積りハくさり六拾貫目吹候て八貫め出来申候、右銅德山へ五百め程指出何れも見分申候処ニ紛儀ニ候、云々

長い引用になつたが、経緯がよく説かれている。畠に認められた綠青石の発見、蔵目喜銅山からの専門家の招聘、道具を借用しての試し精錬。「くさり」(鉱石)六〇貫から八貫を採銅するという成果。

この書簡の後段には、徳山領内に先例のないことではあるが、萩領においては数々見られるところで、徳用になるものとの確信が披瀝されている。

「御藏本日記」同年六月の記事によれば、代官役中島喜左衛門ら藩高官が、金山師大黒屋七郎兵衛を伴い現地視察をしたことが判明する。六月十七日徳山出足、同二十九日帰着。七月十日の条に、中島喜左衛門が召出され、奈古銅山仕法書が当職杉山三郎左衛門から渡されたとある。当該仕法書と思われるものが、同文庫「御手紙控」に認められる。

「奈古銅山定

一、間歩之名高田間歩と唱可申候事
一、銅山地下山ニ被仰付候、御運上正味銀之内ヲ以拾歩
一、堺上納可仕候事
一、銅賣拂之儀は大坂於御藏屋敷支配被仰付候、賣拂役

一、銅山一巻ニ付燒炭鉄之類入用之分は御運上被指免候事
附り、賣買物御運上御法之通先キ／＼之儀は其節に吟味可被仰付候事

一、金青等其外此類出来候得ハ御手取ニ被仰付候、然共

右之内拾歩壹山方江御心付被仰付候事

右之通ヲ以狼之義無之様沙汰可有之候、以上

享保八年
卯七月日

」

高田銅山は、藩の強い関心を集めながら先行きの不安から民營の形がとられ、銅売却については大坂藏屋敷支配下に置かれた。なお、江府書簡録や御手紙控(いずれも徳山藩序と江戸藩邸間の往復書簡の記録集)に当該銅山が現わるわけは、「山まづ數多ク段々程能相聞、頃日迄ニ凡銅五百貫目程も出来……太躰之參方宜先キ／＼少は御徳用ニも相成べくと申義ニ候」(七月五日付け当職書状、江府書簡録所載)というよう景気が見込める中、幕府に対し届出る必要があるのでないかという考えが藩序内にあつたためである。七月二十五日付け当職ほか連署書状によると、聞合せたところ一両年は届出るに及ばず、密に採掘しても構わぬという結果であった。

「御藏本日記」七月十日の条には、さらにつぎのようないいことが書留められている。大坂賣払役には、地元の強い要望で庄屋谷三郎兵衛が任せられたこと。銅の大坂運送に当たっては、奈古下代役伊藤市兵衛から大坂藏屋敷勘場役浅海甚兵衛への送り状を添えることが義務づけられたこと。採銅資金の貸付が認められたこと。

かくして始動した高田銅山の、その後の景況について「御藏本日記」で述べてみよう。

享保八年七月十四日

「銅頃日迄出来之分六百五拾七貫六百目之由、且又大坂へ差登せ運賃六貫目壹俵ニ付新銀壹匁五分之沙汰ニ約束仕候通相聞候事」

ちなみに、当時の米価は銀一〇〇目に対し一石八斗（同年六月十日の条）、酒は諸白で一升銀一匁三分が一匁に、並で同じく一匁が八分に改められている（同年七月十三日の条）。

同年八月八日には、銅の初尾献上に対する祝い酒肴の下賜が伝達されている。九月三日には、採銅資金が枯渇したとして銀一貫五〇〇目の借用要請が出ている。

同年九月二十六日

「一、谷三郎兵衛儀、大坂より乗船、室津より陸地揚り今日到着仕候事

一、同便を以今田武右エ門（大坂藏屋敷留主居役）より當

月十八日之書状相達候、然は銅山仕入銀トして問屋平野屋又兵衛より銀拾五貫目二郎兵衛借用仕候、證文奥書留守居印形無之候而是不相成ニ付與書相調候、銅山引當テを以右之通借用相成候由、然は右之内八貫目并三郎兵衛持參候、銅五千斤代口錢其外諸入目差引正味銀四貫八百目余引合拾式貫八百目之銀替セ銀ニ差出候故受取置候而已、委細注進条之趣三郎左エ門殿江申達候事」

奈古庄屋で大坂賣払役の谷三郎兵衛が金策に上坂し、平野屋又兵衛から銅山を担保として銀一五貫目の借用を大坂藏屋敷留守居役を証人に立て実現させ、採銅が軌道に乗つたようである。

翌享保九年正月二十七日の条には、当銅山に関わつて大坂の辰巳屋六兵衛が谷三郎兵衛のもとを訪れた旨が記される。

享保九年三月二日

「一、池田権右エ門（奈古大井代官役）奈古人夫を以去ル廿九日之書状夜前來着、銅山高田間歩殊之外競出、薄石

大分出候、廿七日夜より廿八日昼迄四百貫目程、廿八日夜も式百貫目ほどと相聞候由申來候事

一、同人人夫申越候、先頃大坂より差下せ候仕入銀拾貫目之内追々御渡残之分此頃山方不如意ニ付受取申度由、依之人夫差越候通三郎左エ門殿江申達候、御役人中罷出

遂詮儀候処ニ右渡し残式貫六拾匁ニ候、此節御藏本銀子不如意候故色々吟味之上銀子壹貫目勝屋甚右エ門より人夫へ引渡せ送状相渡差返候、此後山方入用銀御藏本へ御預仕候而も一圓作舞不相成詰りニ候間、心當テニ不仕奈古ニ而及才覚候様御沙汰可有通權右エ門返答ニ申達候事」

二月末の採掘状況が確認できることは有難い。この好況の一方で資金繰りが苦しく、谷三郎兵衛が平野屋又兵衛から借出した資金のうち藩藏本へ預け置いた計一二貫八〇〇目の残金一貫六〇〇日の引出し要請を行わなければならなかつた。が、藏本においても財政難として要請の一部を聞き入れる形で、一貫目の引渡しにとどまつた。

しかし、早くも三月二十日には残り一貫六〇〇目が、また不如意との陳情で送られ、資金は食い潰された。

閏四月二十四日の条には、山祈禱と称し銅山関係者から十日の期限で芝居興行の申請が出たが、同年春に既に認めたばかりであり却下した旨のことが記されている。

この年六月から十月にかけて散見される記事には、好景氣と繰返される一方で、大坂での資金調達が不調で先行きに暗雲が垂れ込め、採銅の売却でようよう凌ぎ得ているさまが記される。

享保十年六月十八日の条、十三、四日「くさり(鉛脈)」へ

取付、十五日から「白(鉛)石」(鉛石)をほどよく掘出すと見える。

同年十一月二日

「奈古銅山方より御断状差出候、右願書状池田権右エ門より差出趣ハ、彼地銅山水貫去年十月以来唯今迄四拾六間程掘申候、今五六間相成以之外堅かり岩ニ掘當り難儀仕候、只今之通ニ御座候得は當月中も懸事可申と存候、去年以来仕入銀田畠家屋敷等質物書入銀子くり出仕候處ニはや方便絶是非なき仕合御座候、土底之儀御座候故水料ハ不被申上候得とも眼前白石有之ニ付而掘懸り申候、然處此間萩町人内談仕候を銅山為繁昌來午ノ二三月頃ニ觀進相撲取立可然候、左候を人數に加り為前銀銀子五百目も指出、水貫間吹掘せ可申通申者御座候間、御免被遣候ハ、右之銀子を以白石に掘付申度候、御時節柄御無心を得不申上絶方便御願申上候、元來銅山私共方便御才覚仕出たるニ而も無御座候、出来仕先々以繁昌仕度と取懸りケ様ニ中絶可仕不存、畢竟不案内と奉存候、其段を其節之御役人様方御見分被成たる儀御座候、御為ニも相成私共渡世之便ニも可相成と存候處ニ於只今跡へも先へも可仕様無御座候、公借大坂借内借共大分之代御座候間、一度白石ニ掘り付借銀をも拂 上之御世話御心遣をも懸不申様ニと色々心遣仕候、乍此上私義身分少も厭不仕候へとも一度白石掘付度念願を御座候、諸國之金山承合候處に何方とも一通り中絶も有之もの之由、此節越取

續申時を得勝利先々繁昌仕もの之由承候、乍憚銅山御取立と被思召來二三月程晴天廿日相撲御免被遣候ハ、右之取組仕度存候由右之趣委細内藏殿申達書付入御披見候處ニ奈古大井ち近年度々ケ様之願申出候、都合宜ケ儀之様ニ思召然とも右書付之趣不指免候時を自當分及迷惑趣ニ相見候、此度之儀を各別被遂御了簡御免可被成候、其内晴天廿日と書付有之候へとも左様難被為成候間、都合日数廿日被指免通可申渡由ニ付而、其段權右エ門へ申達候、尤春に至りいつ頃より興行仕段可申出通申談候事」

敢て省略を控えたのは、奈古高田銅山の行末が如実に語られているからである。かなり掘り進んだところで堅い岩盤に遭遇して採掘の見通しがつけ難く、資金難でもあり、景気づけに相撲興行を実施したい旨の陳情。中絶か否かの瀬戸際にこの時立たされていた。

これで挽回されたのかどうか。これ以降、銅山の景況を伝える記事がすっかり姿を消す。享保十一年六月二十九日の記事によると、奈古浦不漁の景気づけと銅山祈禱を目的とした操芝居興行が行われ、その興行資金の借用返済が遅延しているとある。

およそ一年後の享保十二年六月四日の条には、享保八年開業時の貸付資金一貫四十五〇〇日の返済が滞り、一方平野屋又兵衛への返済額が六月までで一八貫五〇〇目余に達

したとある。八月十日の条には、大井村庄屋小野宇右衛門が内証不勝手、その上銅山事不仕合として辞職願いを提出したという。そして、十二月十六日、平野屋又兵衛へ二貫三九一枚六分七厘を返済し、これで借金全てを完済したとあり、その返済額は元利合わせて二四貫六三七枚八分五厘であつた。

終息の時期を明らかにするものは未見だが、以上の経緯からして享保十一年であつたろうと推測する。

どういう組織と規模で、いかばかりの産銅があり、奈古村民等地下人及び徳山藩にどれだけの実がもたらされたものか詳細は判然としない。これらの点については他日を期したいと思うが、高田銅山は短命の小山であつたことは容易に想像される。

なお、高田銅山の跡は今も窺うことができる。阿武町役場の裏手(北側)の谷間、火葬場より数百メートル上った山腹に、高さ二メートル足らずの間歩が二つばかり見出される。うち一つは潰れかかっている。間歩の前には廢石の山も認められる。が、現地に伝承は残っていない。

現地探訪に当たつては阿武町教育委員会にお世話になつた。末筆ながら感謝申し上げる。